

2000 年度決算委員会書面審査

知事公室 1

企業局 7

土木建築部 9

2000 年度決算委員会 知事公室 書面審査 (2001. 11. 6)

岩田 隆夫 (日本共産党・中京区)

米艦船に非核証明の提出を求めるのは港湾管理者の責任

【岩田】舞鶴港は旧軍港都市を平和の都市にするとして、旧軍港都市平和転換法が施行されて50年がたちました。いうまでもなく舞鶴市民の総意と平和への強い願いの運動の中でつくられた法律であります。この舞鶴が二度とアジアの人々を殺戮する出撃基地とならないようにとの決意を込めて、住民投票がおこなわれ、文字通り舞鶴市民の総意のもとに作られた法律であります。21世紀こそ名実ともに平和の港にしなければならないし、その推進に本府は大きな責務を負っていると思います。この軍転法上も知事の責任は明確にされています。そこでお尋ねしますが、昨今の海上自衛隊の基地としての機能強化やアメリカ軍の核積載可能艦船の寄港は、こうした平和の港への流れに逆行する憂慮すべき事柄だと思います。本府はどのように認識し、どのように考えておられるのか。舞鶴港の位置づけと、平和の港にするという点について、知事の立場を直接所管している室長のお考え方をお聞かせいただきたいと思います。

【次長】平和を確保するためにはいろいろな手段があると思う。一つは自衛隊であろうし、外国と関係を結ぶ上において役割を果たしていく。そういう時にそれぞれの地域がどういう役割を担うのかが問題になってくる。一つは国防上の全体の配置が関係してくるだろうし、地域としてはそれに対応できる能力、要件を踏まえているかどうかということも問題になってくる。そういう中で舞鶴の現在の姿があると認識している。地域にとって容認しがたいようなことには、知事も言っているように国に要請していくことは当然と考えるし、ベースとして平和な港であるということは誰もが考えていることである。

【岩田】平和を確保するためにはいろいろあるとおっしゃいましたがけれども、日本の隣国は朝鮮半島の南北朝鮮であり、ロシアであり、中国など全部、日本海側にあるわけです。同じ軍転法のもと佐世保港、舞鶴港は文字通り日本海や東シナ海に面している港であり、

そこを管理する港湾責任者がどういう具体的な対応をしているのかが問われると思います。確かに外交や防衛は国の判断に基づく国の専権事項ではありますが、港湾の管理者は知事です。その使用、利用については港湾管理者として自主的に判断して、例えばそれが日米地位協定に基づく米艦の行動であっても、入港に際して入港届けは必要であり、それを出さないというような無法は許されるものではないと思います。今後は必ず、入港届けを提出させる、このことを厳重に守らせるべきだと思います。もう一度、答弁いただきたいと思います。また、非核証明の提出を求めることも、港湾管理者の権限に属することだと思います。これは自治権そのものであります。神戸方式といわれます非核証明の提出を求めると言うことは、何ら国の外交や防衛に差し障りはありませんし、してはならないと禁じられていることではありません。むしろ港湾管理者、責任者として府民の安全と平和の港を願うなら、なおのことその姿勢を明確にする、そのことが対岸の国々、隣接する国々に対する平和友好の証ではないでしょうか。あらためてお答えいただきたいと思います。

【次長】 日米地位協定がある。法上は通告が要件となっているが、請求はできない。非核証明も安全を点検する一つの方法だが、実質的に許し難いような事態の場合に要請をする、地元としてどういう立場をとるのか、それが府の考え方の前提。

【岩田】 例え日米地位協定に基づく米艦の行動であっても、やはり港湾管理者は知事です。拒否できないんだと言うことであっても、入港するのに入港届けを出さないと言うのは無礼きわまりない行動であり、これを見逃すのは行政の不作为に近い、情けない行為だと思います。必要な書式に基づいて届けを出させるのは、文字通り自治権そのものの発揮でありますから、強く求めておきます。同様に非核証明も知事の権限に属することであり、日米地位協定に何ら矛盾するものでも、禁止されているものでもありません。

【次長】 現実の運用をみてみると、最終的には外務省、アメリカ大使館、領事館関係に対する問い合わせの段階で終わっている。形式的なことより実質的に手立てができる方法で対応したい。

【岩田】 入港届け、非核証明を求めることは港湾管理者の主権に属すること。みずから判断してできる範囲のこと。平和の港、友好の立場をとっているという知事に意志を近隣諸国に示すということも含めて示すことが必要です。

【次長】 平和を確保するための手段として、どういう方法を採用かということは多様であると考えます。近隣諸国と平和を保ちたいという希望も十分ある。これまでから港湾管理者としても大きな支障はなかった。

【岩田】 21世紀に向けて、本当に平和の港として、友好の玄関港としてということであれば、軍縮の方向、軍備増強は望まないという方向、第7艦隊のアジアに向けての戦力の拡張とか、威嚇行動に対して、知事はそういうことは望んでいないということを示すチャンスが訪れたときに、明確に意志を示す方法として申し上げたわけですから、強く要望しておきます。

自衛隊ヘリ基地の騒音は、舞鶴市民の新たな災難

【岩田】 舞鶴海上自衛隊に基地機能強化の一環として、新たにヘリ基地が可動することになったわけですが、先に市内部での騒音テストがおこなわれました。そのテスト飛行で騒音が問題となりました。国の定める環境基準の60デシベルを大きくオーバーする70デ

シベルと言う数値が記録されました。これは沖縄の普天間周辺並の爆音でありました。そのことを指摘された舞鶴市長は議会の答弁で「以前のテストと同じ」としか答えることができなかったわけです。舞鶴市民にとって新たな災難が降りかかっているわけですが、府としてこの問題にどう対処されたのかお尋ねいたします。さらに本府には、祝園弾薬庫を抱えておりますけれども、この弾薬庫の危険な弾薬の搬出入は、文字通り府民の暮らしの中を通り抜けておこなわれております。この弾薬庫はアジアで最大規模といわれている大きなもので、大変、危険きわまりないと考えます。ところが関係自治体や輸送の経路に当たる沿線自治体に対して事前通知がありませんが、府として求めるべきだと思います。本府に伝達が来ているのでしょうか。来ているとしたらどうして関係する自治体に通知しないのですか。来ていないのだったらこういう事態を黙認されていることになりましたが、お聞かせいただきたいと思います。

【次長】 あそこに基地が作られるときに、自衛隊と市との間で協定が結ばれており、安全飛行などについて管理されているので、府としては地元の自治体が問題があるとすれば、協定を根拠にして働きかけるようにやってもらいたい。祝園弾薬庫については、個々の運搬ごとに通知があるのかどうか承知はしていない。

【岩田】 地元の自治体で対応してもらいたいという素っ気ないお言葉でしたが、これも外交・防衛は国の問題だから京都府は関係ないとおっしゃいましたけれども、へりの問題になったとたんに、それは地元舞鶴市の問題だとおっしゃる。軍転法では京都府知事、舞鶴市長がこの法律に基づいて、具体的な軍備施設の変更や設置にあたっての様々な意見を直接言う権限と責任を持っていると思います。単に安全飛行の問題だけではなく騒音対策をどうするか、十分、防衛施設庁などと検討協議をしていただきたいと思います。考えをお聞かせください。祝園弾薬庫の問題では、個々の問題は承知していませんとおっしゃいましたが、これは問題ではないのでしょうか。大変な量の弾薬が運ばれているのか、ほんの少量運ばれているのか、そんなことすら消防防災課長が知らないようでは困ると思うんです。京都府は事前に通告させるべきだと思いますし、知った京都府は何月何日の何時から何時までの間、弾薬が何トンが運ばれる、そのルートはどこかを通報すべきだと思います。同様に大久保や桂、福知山自衛隊にも弾薬庫があります。建築基準法や技術的な基準を満たしているから問題はないとおっしゃいますが、例えば、祝園は今後、人口が増えていく計画の学研都市のど真ん中にあるわけですから、危険きわまりないものとして撤去させる、縮小させる方向を、自治体の長として明確に防衛施設庁に申し入れるべきだと思います。是非協議していただきたい。考えをお聞かせいただきたい。

【次長】 弾薬庫は適用除外になっている。法令上での規定はない。

各種審議会の公開は、公約通り早期に実現を

【岩田】 情報公開条例が施行されて久しくなりましたが、真に府民にひらかれたものとなっていない問題点があると思います。各種審議会など協議会も含めて随分たくさんありますが、これについて、かつて副知事は「できるだけ早く各種審議会は公開するようにしたい」と府民に公約されました。ところがいっこうに公開が進んでいませんが、この方針は堅持されているのでしょうか。それとも撤回されたのですか。また、公文書の公開条例に基づく請求で拒否、あるいは肝心の部分が消去されているケースがございますが、個人のプライバシー侵害に関わるもの以外は、隠さず公表すべきだと考えますが、この点についてお聞かせください。

【知事公室長】すでに公開中の審議会も一部にありますが、府全体としては検討中です。ただ委員の中には「自由な意見がだせない」という方もおられる。情報公開条例は改正条例では個人のプライバシーにかかわる情報、あるいは法人の利益を害する情報、公開することにより府のおこなう事業に支障を来す情報などについては「非公開とすることができる」とされている。これまでから情報公開条例の趣旨を踏まえて積極的に公開に努めているが、その中でやはりプライバシーや個人の利益については、非公開というかたちで進めている。

【岩田】できるだけ早く公開できるように結論を出していただきたいと思います。委員のなかには「自由な意見が出せない」とおっしゃいますが、私も都市計画審議員を務めていますが、各種審議会で議論される内容というのは、府民の暮らしや営業、健康や福祉、府民の利害に直接関わるものがほとんどです。しかも、規制を求めるという場合もあります。府民の利害に直接関わることを審議している委員、付託を受けている委員が、府民に聞かれたら具合が悪いというような発言をする訳ありません。府政の主人公である府民に公表して正々堂々と議論すべき性質のものだと考えます。むしろ傍聴されない方が問題であります。どういう見通しを持っているのか、改めてその決意を伺いたいと思います。

情報公開条例に基づく非公開の問題ですが、プライバシーに関わるものは保護条例があります。問題は支障を来す事務の内容とか、意志形成過程ということで公開になじまないということで拒否しているものです。不要な混乱や誤解を招かないためにおっしゃいますが、むしろ意志形成過程や事務的にやっていることについても、本来、府民のために行政サービスをおこなうものですから、府民に知られたらまずいものはない、隠さねばならないものはないと思います。なぜ、隠す必要があるのかあらためて聞かせていただきたいと思います。

【知事公室長】審議会の公開は、現在、検討をしている段階。情報公開については意思形成過程についても公開すべきと言うご意見だが、私はそうは思っていない。行政として確立した施策をつくりあげていく段階のものを公開するのは、むやみに混乱が起こることがある。

【岩田】府民にひらかれた府政とおっしゃる以上は、府民に対する行政サービスを審議するところですから、府民に聞かれてまずいことはなにもないのです。見通しはどうか。公文書については、むやみに出すと混乱するとおっしゃるものでも府民に知らせることが必要じゃないでしょうか。条例の中に明確に規定されております。「公開条例は府民の公文書の公開を請求する権利を保障することによって、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保するとともに、府民参加によりひらかれた府政のいっそうの推進に寄与する」と書かれています。改めて決意をお聞かせください。

【知事公室長】できるだけ早く公開できるようにしたい。

三木 一弘 (日本共産党・上京区)

職員の長時間労働、サービス残業の実態把握と解消を

【三木】人事委員会の勧告にも「時間外勤務が長時間に及ぶ職員や年次休暇取得日数の極めて少ない職員も見受けられる」と指摘がされています。これはいったいどの職場なの

か、こういった層の方を指摘しているのか、どこに原因があるのか、事態の解消策はどのようにされているのか。

また、違法なただ働き、サービス残業の問題ですが、今年の春にも厚生労働省から「通達」が出されて、知事も「なくす努力をする」と本会議で答弁されています。実態はどのようにになっているのか。同時に勧告にも「管理職員による勤務時間の適正な把握や職員の意識改革にいつそう取り組む必要がある」という指摘もされています。こういったサービス残業を根絶するためにどのような対策が具体化されたのか。あわせて「フロシキ残業」とか、当節は「フロッピー残業」とも言われていますが、いわゆる「持ちかえって仕事をする」実態がないのか、どうか。

【知事公室長】管理職員として当然、縮減をしていこうとしている。平成3年度の時間外勤務は1人当たり年間167時間、月に直すと12時間ちょっと。平成12年度は94時間、月にすると約8時間まで下がってきている。しかし、相当集中的に高い所がある。申し上げにくいのが財政・予算の編成とか、人事に関するところに目立っている。人をたくさん入れたら解決できるという性格のものでなく、一気にやっていかななくてはならないので。しかし、昨年からは毎日、時間外勤務の事前命令制を4時までには係長がするという形で取り組んでいる。ご指摘の「フロシキ残業」はまったくないとは思わないが、なかなか管理できる状況にはない。

【三木】年々努力をされているということだが、突発的な、集中的な必要のあるときは仕方がないと思う。問題は恒常的な時間外勤務がやられていることが問題だと考えます。できたら部局ごとの超過勤務の実態がわかる資料の提出を求めます。

【知事公室長】あらゆる中で管理職員に縮減に向けての努力をするよう指示を出している。

【三木】時間外勤務が恒常的になっている職場があれば問題です。人員削減の立場ではなく、いつその努力をされるよう強く求めておきます。

身障者の職員採用率を高めるよう職場の環境整備を

【三木】平成12年度の「報告書」を見ますと、申込者数が33人で合格者数は2人となっています。法定の2・10%は本府は「上回っている」、平成11年度も2・57%とおっしゃっていましたが、現在、何人で何%になるのか、明らかにしてください。

【知事公室長】昭和59年から身体障害者を対象にした採用試験を実施し、これまでに75人を採用。13年度の雇用率法定は2・10だが、京都府は2・58、全国平均は2・43を上回っている。知事部局では全体で103人。

【三木】全国的平均から見れば上回っているとはいうものの、まだまだ職員採用の枠が不足していると思います。同時に理解を持って暖かく迎える、安心して働ける職場環境づくりも必要です。現場がぎすぎすしていると、なかなか安心して働けないと言うこともあるだろうと思いますし、十分な配慮をお願いしたいし、採用の拡大への努力をしていただきたいと思います。

職員の健康管理に配慮し、労働災害をなくせ

【三木】これも勧告の中で、健康管理についていつその充実を求めています。「心の健康づくり」も指摘されています。カウンセラーの配置などどのような配慮をされていますか。昨年度の公務災害の申請は何件か職種別に明らかにしてください。

【知事公室長】特に心のケアを要する職員が増えてきているなかで、ストレスドッグも新

設した。

【人事課長】公務災害の職種別はない。受理件数は平成12年638件、通勤災害は51件。

【三木】職種別にはわからないということだが、638件の中には消防や警察関係が多いのではないかと思います。それ以外の一般職員の公務災害は何件が明らかになってください。

【人事課長】平成12年度は、認定件数は義務教育学校職員102人、それ以外の教育職員110人、警察職員205人、消防職員25人、電気・ガス・水道事業職員6人、清掃事業職員17人、その他163人。

●他会派の質問

熊谷 哲（府民・右京区）

①行政改革の成果について 新しい行政推進大綱で平成11年度から5カ年で全体の5%、約1300人を削減。これまでの削減数、財政的効果、年齢構成、早期退職勧奨の状況。②競輪事業について 各地で廃業が目につく。向日町競輪の今後の見通し。【知事公室長】①780人の削減を実施。約60%の達成。現時点で約55億円。37、38才～52、53才の間。11年、12年の2カ年間について40才～50才までの早期退職者を募ってきた結果、総勢228人の教職員が退職。理由は健康上、体力的な問題、介護などの家庭事情、勤続25年の節目など。②厳しいことは認識している。ふるさとダービーの開催に全力を挙げて取り組んでいきたい。今後とも内部努力を図り対応していきたい。

坂根康史（公明・伏見区）

職員の研修について 総合能力を増進するため退職までの間、何カ所の部局を経験するのか。資質にあったところで専門職に就くのか。研修の評価。【知事公室長】人によって変わる。私は6～7カ所回った。総合的な企画能力の専門的な人材育成は必要で、毎年400人程度が研修。評価は数値的には出しにくい。

上田秀明（新政・北桑田郡、船井郡）

①包括外部監査制度について 全国オンブズマンがかなり厳しく評価している。京都の監査は適正にされていると思うが、どの程度の評価がされているか。監査を受けた部局の経営改善、行政改革はどの程度されているか。②職員の退職手当について 退職、人員削減などで平成20年前後に400億円の退職手当の財源が必要という試算がでていますが、必要額、財源対策は。特定財源の裏打ちをしておくことが必要。【職員課長】市民オンブズマンは、どういう点をどう評価したのかわからないが、新聞報道では5段階のBランクと、かなりいい評価。外部監査は適切にやっているが改善に努力をしていく。【知事公室長】平成18年当たりから相当必要になってくる。退職手当基金の設置をするなど、いろいろな手だてが必要と認識している。他府県の例も参考にしつつ対応を検討中。

斉藤 彰（自民・舞鶴市）

地方機関の統廃合について 一定の方向が示されてきたが、府・市民の利便性を示しつつも意図が反映されていない。現状はどうか。大振興局制度では、土木事務所、府税事務所、保健所や医療圏の問題など、府・市民の利便性を考えながら地域の実情にあった対応を考えていかなくてはならない。それに加えて、合併問題が出てきている。次々と複層し

た問題が出てきている。どのように整理し、いかに府民のニーズに答えていくかということがある。どのような対応をしているか、今後どうしていくのか。難しい時期になった。例え時間が前後してもタイムリーに断行していただきたい。**【知事公室長】** 現在、懇話会で方策が検討されている。再編の仕方が変わってくるが、第3次の提言を受けて年度内の早い時期に提案していきたい。

菅谷寛志（自民・山科区）

①**外郭団体の統廃合について** 特定の聖域を設けず、思い切った整理統合を。②**パブリックコメント制について** 政府で閣議決定された。本府にはないが府民との双方向の府政を進める上で必要。**【知事公室】** 内部で必要性について整理をし、抜本的な統廃合を検討。パブリックコメント制は内部検討をしている。

酒井国生（自民・亀岡市）

①**地方機関の再編について** 年度内に実施していくとのことだが、半面、新しい行政推進委員会がある。これらを一体的に進めスリム化し、さらに府民の利便性、サービス向上を図っていくとのことだが、いかに府民的な合意を得るかが大事。一方で市町村合併が推進されつつあり、これらといかに調整、調和しながら進めるのか難しい。年度内ということだが具体的にはいつ頃か。1 2 振興局を4にすると聞くと聞くと、土木事務所、保健所、農業改良普及所などは振興局とは別の考えはないのか。懇話会の提言が絶対的なものではないと思うので、行政サイドとして十分、関係地域の声を聞いて推進していただきたい。**【知事公室長】** 地方機関の見直しは、いろんな角度から検討していかなくてはならない。今年度のできるだけ早い時期に。

2000 年度決算委員会 企業局 書面審査 (2001. 11. 6)

梅木 紀秀（日本共産党、左京区）

太鼓山風力発電所の計画概容は

伊根町太鼓山の風力発電所について、総事業費、財源の内訳、ランニングコスト、設備の利用率の見通し、環境保全の効果について聞く。

【企業局長】 事業費の総額は 15 億 3 百万円。新エネルギー産業技術開発機構から 6 億 7 百万円。起債が 8 億 2 千 4 百万円。その他宝くじ協会の助成金 3000 万円を含めて 7200 万円。

年間発電量 8500 ㎾ワットアワー。関電の買取り単価は 11.4 円/kW。年間約 1 億円の収入。関電の買取り価格は、15 年間保証。経費が約 9200 万円の計算なので、収支は 15 年間で約 1 億円の黒字になる。稼働率は 21.7%を見込んでいる。

環境面の効果は、石油火力発電を想定して換算して、CO₂の削減効果は、年間 5900 トンと想定している。

高橋 進 (日本共産党、山科区)

三和町の北部中核工業団地の総事業費はいくらか

企業誘致は府が責任を持っておこなえ

三和町の北部中核工業団地について聞く。現時点の総事業費はいくらか、国、事業団が出す費用、町の負担は。さらに現在までの投資額は国、事業団、府、町がそれぞれいくらか。

大宮町のエコクリエイティブパークについて要望しておく。宮津に行ったら、橋立に大きな土産物屋さんが出ていたが、ならべてある商品が魚の加工品も含めて大半が兵庫のもの。地元で産品を作り上げて製品化することが大事になっている、国営農地も開発しているわけだから、地元の一次産業をどう育成するかという立場から、内発型で、そういうものの加工が出来るような企業を育成し参加してもらおう努力をお願いしたい。

【企業局長】 中核工業団地の現時点の事業費だが、計画段階では総事業費は関連も含めて約 140 億円と想定したが、現時点ではこれを約 1 割強下回る見通し。府は約 23 億、町は約 14 億が計画だが、現段階でそれぞれ 3 割程度縮減できる見通し。

【高橋 進】 現在までの投入金額は。

【企業局長】 数字的に現時点での投入額の数字は持ちあわせていないが、計画枠に対しての程度ということでご理解願いたい。関連工期も含めて平成 14 年中の完成の予定。

【高橋 進】 いま、数字が出なければ、後日資料提出されたい。総事業費は当初の計画ではもっと面積が大きかったときのもではなく、縮小した時点の総事業費か。

企業誘致だが、もともと府の第四次総合開発計画の目玉として進めて来た計画だ。町の努力は必要だが、京都府が責任を持って進めるように要望しておく。

【企業局長】 資料は提出する。140 億円については現行規模についての計画。

●他会派の質問

上田秀男 (新政 北桑・船井郡)

北部中核工業団地について三点聞く。①造成の進捗状況は。②企業誘致の状況は。③操業開始はいつか。**【企業局長】** 本体工事は 9 月までに 82%進捗。平成 14 年中の完成予定。企業誘致は、9 区画中 1 区画が分譲可能な状況になっている。これまで現地を見た企業は 20 を超えている。真剣な検討をしていただいたところもあるが、不況、先行きの不透明感で、新たな設備投資を決めていただいた企業はない。**【上田】** 厳しい状況だが、整備公団との共同、十分連携を強めていただきたい。

酒井国生 (自民・亀岡市)

- ①乙訓水道について、給水対象の府営水の依存率は 38.4%だが、当初計画と比べて順調か。このような情勢の下、日吉ダムの取水口は安全か、状況はどうか。
- ②北部中核工業団地だが、こうした経済状況であり、厳しい見通しだ。せつかく作ったの

だから最大限の努力を要望する。

③綾部工業団地で1区画の未分譲があったが、それはどうなったか。

【企業局長】 乙訓水道は昨年10月から供給開始した。二市一町の首長と協定を結び、現時点で23000トンの供給。平成12年の後半で92%、13年度前半で94%の供給。取水口は順調に稼働している安全だ。綾部工業団地の1区画、1.9haが未分譲。三和工業団地とともに分譲に努力している。

【酒井】 売れない綾部の1区画どのようにするのか。他の活用法はあるのか。分割などの対策は。乙訓と他の水道の将来のドッキング、一体化の計画はどうか。

【企業局長】 綾部の区画を分割して買いたいとの話もあったが、経常的に残ったところが売れないのでまとまらなかった。府営水は当初から乙訓、宇治、木津の三つの浄水場の水源が異なっているという特徴からそれぞれをつなぐ計画。現在乙訓、木津間の連絡管の工事に取り組んでいる。

小牧 誠一郎 (自民 中郡・熊野郡)

エコクリエイティブパークとして府営の工業団地を提案されているが、雇用の確保、税金など地元は待望している。冷え込んだ状況の中、ああいった施設は高速道路のインターの近くにないと立地しにくいという状況もある。道路が先なのか、団地が先なのかかわからないが、企業局としてどのような団地をイメージして、いつ頃めざして頑張りたいと考えているのか。**【企業局長】** 産業拠点整備をめぐる事業環境は厳しい。その中で競争していくには、特色づけ、魅力づけが不可欠と考えている。こういうことから、長期的にも成長が見込まれ、業種横断的な取り組みがおこなわれている。環境を切り口に、昨年8月、環境の取り組みに積極的な企業20社の参加で研究会を設置し、現在も意見を交換し進めている。色々意見をいただいているが、例えば、環境に配慮したという方向については、これからの時代意義のあるコンセプトだということについては賛同をいただいている。さらに、ある意味では意外と言いますか、そういうと誤解を招くが、企業のみなさんから言われていることは、これからの工業団地作りについては、その所の地域のいろいろな資源を活用した、地元と密着した工業団地作りが間違いなく求められているという意見をいただいている。そういうことから、今年の6月からは、地元の若手の企業や農業関係のみなさんにも参加してもらって懇話会をおこない、そういう面からの検討を進めている。インフラ整備については、丹後に限らず三和でも企業を回っていても、企業にとっては高速道路にどれだけ近いかが大きなポイントになっており、高速道路の建設については熱望している。事業化の時期はなかなか明確にできないが、経済動向、企業の進出の可能性、インフラの整備の状況などを判断し、地元の期待に応えられるように頑張りたい。**【小牧】** エリアの限界もあるが、くかくのかず、規模はどう考えているのか。**【企業局長】** 規模は50ヘクタール、区画まではまだ検討していない。

光永敦彦 (日本共産党、左京区)

府の地震防災緊急事業（5か年計画）の進捗はどうか

【光永】府地震防災緊急事業 5 年計画について、総務部でも聞いたが、土木の所管部分について、平成 12 年度までの進捗状況、箇所づけ、今年の進捗を明らかにしてほしい。

【道路整備課長】道路整備について、5 年計画では緊急輸送を円滑・確実に確保するため、緊急輸送道路の耐震性確保をはかることとなっており、事業費ベースで約 95%の進捗となっている。【砂防課長】砂防関係は、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等があるが、全体の進捗率は約 46%である。

【光永】今年に入ってから進捗、事業箇所についても聞いている。

【道路整備課長】具体的な箇所等のご質問だが、橋梁やトンネルの耐震補強がメインだが、具体的な箇所は公表してない。ご理解賜りたい。平成 13 年度についてのご質問だが、平成 13 年度からは新規の 5 年に入るので、現在、総務部を窓口で新規の内容をとりまとめ中である。【砂防課長】箇所は道路関係と同じく公表してない。また、維持費については、国等と調整中。

【光永】把握されているけれども公表しないのかどうか。把握していて公表しないのは問題なので、再度明らかにしてほしい。

不十分な京都府の分譲マンション対策

適正化法施行、適正化指針をうけ改善せよ

【光永】つぎに、分譲マンション対策について。マンション管理適正化法が施行され、適正化指針も出されたが、その中で、地方公共団体の役割が論じられ、「マンションの実態調査・把握、情報・資料提供の充実」などが述べられている。とくに、「マンション管理士など関係者の相互連絡とネットワークの整備により、管理組合、管理者の相談に応じられるようにすることが必要」とされている。9月議会では、「本府においても、分譲マンションの適正な維持管理は、今後の住宅形成の重要な課題」との答弁があった。適正な維持管理のために分譲マンションのストックの実態を府として把握すべきだが、実態把握の必要性を府としてどう考えているのか。

また、都道府県の役割として、情報提供や相談体制が言われており、わが党も府として住宅政策に分譲マンション問題を位置づけること、さらに相談体制の確立を求めてきたが、府はこれまで「府住宅供給公社に相談窓口を委託してきた」と対応されてきた。そこで、平成 12 年の 10,866 件の中で、分譲マンションにかかわる相談件数がいくつあるのか。また、平成 13 年度の全体と分譲マンションにかかわるものはいくつあるのか。とくに 8 月の法施行以来どうなっているか。国には府の相談窓口は住宅課にもあると報告されているかと思うが、住宅課への直接の相談はあるのか、あわせて聞きたい。

【住宅課長】全実態把握について、府としては、国の住宅土地統計調査、または住宅需要実態調査等の結果を活用している。

住宅供給公社の相談所の相談件数は、平成 12 年度は、10,866 件中 69 件、率にすると 0・7%。13 年度は、9 月末現在、3,314 件中、マンションに関する相談は 19 件。率にすると 0・6%。法施行後の 8~9 月については、総件数が 801 件、そのうちマンションに関するものは 1 件、率では 0・1%だ。住宅課への直接相談は 1 件もない。

【光永】「住宅土地統計調査、住宅需要実態調査などで、総合的に実態を把握している」と言われるが、しかし住宅土地統計調査では大山崎町や久御山町などが入っていないのではない。府内全体の実態を府としてつかめとっているわけで、入っていないものでどうしてつかめるというのか。しかも、適正化法、適正化指針で言われているのは、建築年数やどれくらいの分譲マンションがあるかということだけつかめばよいということではない。あくまで管理組合が主人公で、そこが中心に運営するよというのが法の中心精神なのだから、そういう点で、管理組合があるのかないのか、その運営がどうなのかをつかむ必要がある。この点での認識を再度伺いたい。

また、情報・相談体制について、「府への相談がない」とのことだったが、これは対応できる体制がないから相談がないということだ。一方、住宅供給公社には、直接伺って話しを聞いたが、適正化法との関係でも、求められているマンションの維持管理に関することだと管理組合のこと、大規模修繕に関する相談は「ない」とのことだった。なぜないのか。これは対応できないからであり、そういう宣伝もなされていないからだ。ここの問題が問われている。改めて回答いただきたい。

【住宅課長】ご指摘の通り、住宅土地統計調査には久御山町だとか長岡京市だとか、そういう細かいものは出てこない。ただ、京都市については別個に数字はひろえる。結果的に、府下から京都市部について、そのほとんどが京都市にあるので、引き算してどの程度あるかという数字は、われわれつかんでいる。

「マンション管理組合が法律のターゲットであり、重要でないか」との指摘は、確かにその通りである。そういうことで今回、12月9日にマンション資格士という資格制度のテストがあるが、ほんらいマンションの管理組合などの相談を受け、運営やまたマンション管理の在り方についての専門的な指導・助言をおこなう資格としてこういう制度が創設され、こういう人たちが今後活躍していくと考えている。だから府としては、あくまでも情報提供なり、そういう支援をしていきたい。

【光永】大山崎などは新築地域が多いわけで、しっかりとつかんで対応することが必要だ。京都市は、住宅土地統計調査を使うまでもなく悉皆調査をされているわけで、わざわざ住宅土地統計調査に戻ってやるという漠とした調査でなく、細かく対応する必要がある。適正化法にもとづきしっかりとやるのが当然なわけで、そういう努力をしてほしい。また、相談は今後増えるのは確実で、これに対応できないのでは、適正化法の精神を府は「重要だ」といいながら、現実には対応できないということになる。府住宅課など必要な部署にふさわしい配置もして、実際の入り口のところで問題に精通し、次はどうするのかという対応を、府としてしっかりと行なうことが当然だと考えるので、この点は要望しておく。

同和事業のなし崩し的な継続は許されない

【光永】同和事業について、地対財特法の経過措置の期限も迫っており、これまでから同和事業の終結を求めてきたが、土木関連の事業について、どういう事業があり、それぞれについてどうのぞむのか、基本的立場と認識を聞きたい。

【下水道課長】同和地区水洗化促進等補助事業は、国の公共下水道事業が同和対策事業として平成9年度から13年度まで経過措置が講じられたことによって継続実施しているもので、同事業は経過措置期間が終わる平成13年度末で終了することとしている。

【住宅課長】同和向け公営住宅等建設費補助は、市町村がおこなう同和向け公営住宅の建設費用の経費の一部を補助するものだが、これについては地対財特法が失効することにより、平成13年度末をもって終了する。住宅新築資金等貸付事業助成金は、貸付事業そのものは平成8年度をもって終了しているが、ただ償還事務については今後もつづき、国の

助成も継続する予定と聞いている。助成を続ける必要があると考えている。

【光永】 同和地区水洗化促進等補助事業を終結することは当然のことだが、市町村では、いくつかこの事業を「続ける」というところも出ている。たとえば、八幡市の9月議会では、同和对策事業の方向ということで、水洗便所等改善事業について経過措置をもうけるとなっている。府が1/2で、市が1/2負担だが、先ほど「府は止める」と言われたのだから、すでに市の動きが出ていることをつかんでいるのなら、止める方向でしっかり助言すべき。これは指摘する。全体として同和事業は廃止すべきで、経過措置も切れるわけで、一般施策への移行を求めておく。

単独事業費カットで、生活道路など暮らしに大変な影響 身近な仕事おこしのためにも財政のあり方を転換せよ

【光永】 公共事業について、決算資料では、普通建設補助事業費が平成12年度で約1,082億円、中期財政見通しと比較すると平成11年度では152%伸び、平成12年度では755億円の見通しのなので約143%となっている。一方、単独事業費は見通し約622億円に対し、決算では約542億円で、約80億円マイナス(87%)となっている。内訳は、道路新設改良費では、約44億8千万円。事業推移をみると、平成9年度には約138億円あったのが、44億円となり、4分の1程度と、かなり減っている。この理由を教えてください。

【次長】 単独事業については、12年度については、厳しい財政事情の中で減少している。この中で、円滑な管理を図るために、維持管理については必要不可欠なものを確保することとしている。なお、13年については、12年度は11年度と比較し減少しているが、12年度と同額の予算を配分したところに臨時生活関連予算を配分した。

【光永】 単独事業が減っている影響がどうなのかを、よくつかんで対応することが必要だ。たとえば亀岡の年谷川の河道では、親水公園が草だらけで、とても公園と言えないような実態になっている。私の地元・瑞穂町の質美では、府道丹波一三和線が通っているが、国の補助がある部分はすぐに進むが、府単費の部分はなかなか進まず、道を走っていても急に狭くなったり広くなったりするところが何ヵ所もある。単独事業を全体としてカットしている結果、こういうことが起こっている。結局、国の直轄事業分の出費が増えているし、中期財政見通しとの関係でも公共事業費が大幅に増え、一方、単独事業費が減っていることによって、府民の暮らしに大きな影響が出ている。この点での認識をもう一度聞きたい。

【次長】 単独事業において、厳しい予算の中だが、どうしてもやらないと維持管理の部分については、前年度以上に増やし取り組んでいる。あわせて、単独事業を補う側面も持っている臨時生活関連施設整備費も計上し、取り組んでいるので理解賜りたい。

【光永】 大変苦しい答弁だが、臨時生活関連は私どもがずっと要望し、それがようやくついたので嬉しいが、しかしここは決算だ。決算の概要を見ると単独事業が減り、公共事業の国直轄事業等が増えている。こういう乖離をみると、この矛盾もあり生活関連予算をつけざるをえなかったということだと思う。この点では、予算のあり方が問題だ。重点化、重点化といいながら、いちばん暮らしの部分で削っていたら何も役に立たないではないか。こういう事をしっかりつかみ、実際に道路が止まっているという側面と、あわせて地元のみなさんに実際に仕事がまわっていくという面をしっかりとする必要はある。国がいくら不況対策の予算をつけても、実際には単独事業の仕事が地元にかからないかぎり、地元の人に仕事はいきにくい。地域の暮らしを守るためにも、仕事確保のためにも、こうした点での切り替えが必要なので、この点は指摘しておきたい。

梅木紀秀（日本共産党、左京区）

府営住宅のエレベーターを、一刻も早く全団地に設置を

【梅木】府営住宅のエレベーター設置は何棟になったのか。対象が何棟あり、今後の整備計画はどうか。

【住宅課長】平成12年度末で6基、今年度も1基工事をしている。平成8年に調査した数字だが、5階建て府営住宅（廊下型）で、17団地188棟。全ての団地につけてゆくという思いももっているが、厳しい財政状況下で、できるだけ早くつけるべく努力したい。

【梅木】最初2基つくるときに、条件があれば10か年計画ぐらいで、全ての団地につけたいという目標があった。少し後退しているように思うが、岩倉団地では最初いろいろあったが、今は非常に好評で、他の棟からも欲しい欲しいという声が出ている。各団地に一つつつというのではなく、要望に応じてがんばって欲しい。

特賃住宅の「空き家」が増加

新婚世帯の優先入居など、有効活用の工夫を

【梅木】空き家が私の地元の長谷団地でも多いが、特賃住宅の空き家率はどうなっているか。また、特賃以外、全体の空き家率はどうか。

【住宅課長】特賃は1600戸中150戸程度。府営住宅全体では、実空き家（「政策空き家」を除く数）が12年度末で842戸。

【梅木】特賃については、各団地毎の空き家状況をお聞きしたい。これは資料請求したい。

【住宅課長】団地ごとでは、13年度11月5日段階で、岩倉長谷団地が管理戸数350戸中33戸、桃山伊賀団地50戸中9戸、小栗栖西団地300戸中41戸、北後藤団地100戸中10戸、洛西竹の里団地100戸中6戸、西大久保団地500戸中38戸、東佐山団地100戸中6戸、下津屋団地100戸中7戸。合計して管理戸数1600戸中、空き家戸数151戸。

【梅木】%を含めた資料を請求しておきたい。特賃の空き家戸数は、昨年11月6日時点と比べ、113戸から151戸に増えている。本会議質問でも言ったが、岩倉長谷の場合30戸が33戸になっている、何回募集してもなかなか入らない。これについては、特賃の収入基準が高いために入れにくい。入れる収入のある方は、家賃が高い。入ってみたら古くて狭いという条件が重なっている。だから、何とか収入基準を下げられないのかという提案もしている。特別に新婚世帯とか、政策的な入居を考えられないのかと提案してきた。これについては何年たっても改善されない。具体的に工夫しているのか、何がネックになっているのかということをお聞かせいただきたい。

【住宅課長】空き家が増えているのは、ご指摘の古いとかの話しも若干はあろうかと考えるが、それよりも低金利政策で若い人たちがマンションをもとうという環境がある。それで空き家が若干出ているが、ただ金利等の動きはどうかかわからないので、府としては特賃は中堅階層向けの住宅として建設した経過もあるので、中堅勤労者むけの住宅として維持管理してゆきたい。

【梅木】特賃の空き家がさらに増えているわけで、もう少し有効な手を打つ必要がある。家賃についても、かつては年間43億円使用料収入があったが、現在36億円程度で固定してきている。いろんな要因があるとしても、空き家について、有効に「いまあるものを活用する」ということから、もう少し工夫して空き家をなくす努力をしていただきたい。要望しておく。

公営住宅の高齢化でみぞ掃除も大変

「公」の支援について、実態を踏まえた配慮・検討を

【梅木】 高齢化率が高まり、とくに岩倉団地など、みぞ掃除がかなり大変だということで、「どうにかボランティアをお願いできないか」などの声が出ている。草刈りについても、年に2回やっているが、出られないから2000円を罰金のように出しているということになっており、本当に大変な事態になっている。「家主」として府が果たすべき役割、性格が、時代の流れや公住法の関係で変わってきているのではないかと。夜2時、3時まで騒いでいる人に、団地の役員さんが注意すると、「府から借りてるんや。あんたに言われる必要はない」ということを言うような、時代の流れがある。同時に、団地の役員さん方が府に行き、「住環境の整備のために、私たちも話し合っただけ努力している」と言うと、「府営住宅は仮の住まいですよ」と、府の職員が念を押す。「自分達の住まいだと思っていた。そうならば、団地の自治会で一生懸命やっているのもおかしい話だな」となり、「民間でみぞ掃除をさせるようなところがあるのか」「民間なら、家賃を払っていたら畳を替えてもらえる」「それなら家主の府に、もう少し仕事を果たしてもらおう」という話しが出てきている。

このあたりについて、今までの関係、公住法の関係、府と住む人たちの関係が変わってきているのではないかと。具体的には、みぞ掃除などについて、もう少し府として配慮できないのか。お聞きしたい。

【住宅課長】 民間マンションなどでは「共益費」をとっている。府営住宅では、団地のコミュニティーをはかるという観点もあり、共同でやってもらっており、家賃以外には一銭ももらっていない。ですから、そういう事も含めどうするかと考えると、明らかに家賃アップにつながり、軽々にはできない。

【梅木】 みぞ掃除が大変で、現実の問題として、罰金を払うということになったりしている。そして、家賃の高い若い層がそれを肩代わりしなければならないということで、ギクシャクも出ている。こうした実態もよく踏まえて、支援していただきたい。

住宅改修費への助成制度創設

耐震補強など、住宅環境の整備の観点からも検討を

【梅木】 住宅政策についてだが、先ほど光永委員から指摘もあったが、マンションについては「府の住宅政策から少し離れたところにある」と思われていたものが、公として関与する必要があるという流れが出てきた。また、阪神大震災の時には、当初は個人の被害に対して行政が援助する話は馴染まないという事だったが、鳥取で被災者への援助がひとつの流れになってきた。

そこで、被害を受けてから援助するのではなく、被害を受ける前に、一定の条件の下に耐震補強への援助があってもよいのではないかと。商工部でも「不況対策として住宅改修費への一部助成を」という観点で聞いたが、土木部長も参加する府不況対策本部で考えて欲しい。また、土木建築部として、住宅政策として府民の住宅環境を整備していく、府民の命を守るということでの考えがないのか。お答え下さい。

【住宅課長】 仕事おこしという側面からも住宅助成を考えたらどうかという話だったが、あくまでも住宅改修にかかる助成制度は市町村レベルで多々取り組まれるという例は聞いているが、そういう事からも一義的には市町村で対応していただくことになろうかと思っている。また、京都府としては、個人資産の形成に資するという問題点もあろうかと思うので、従来から融資制度の活用により進めていきたいと考えている。

府は「個人資産の形成」への助成はできないというが、 鳥取県では45億円準備、住宅環境課をつくり住宅政策を重視

【梅木】個人の資産形成には資することができないということで、融資制度だという答えだったが、鳥取県にうかがうと、被災住宅への支援について、10月末段階で、全壊については351件の申請、補修は9,500件の申請が出ている。事業としては、県の単費で45億円用意することになる。これに町村の援助も加わり、町を守る、村を守るということで支出するというお話だった。もう一つは、今までは住宅環境については、県営住宅を中心に土木建築が担当してきたが、住宅環境はこれから大変重要な課題となってくるということで、県営住宅は土木建築が建てるが、後の管理は生活環境部の住宅環境課を4月からつくり、ここが対応するという事になった。ここがさらにマンション等の対応もすることで変えてきている。今の全体の流れの中で、先ほども住宅基本計画策定の話があったが、住宅政策、住環境を全体としてどう整備してゆくのかという観点から、今までの住宅課対応でなく、もう少し鳥取県の例なども参考に、十分な対応をする必要がある。これについては、部長の考えをお聞かせ下さい。

【部長】お話は、鳥取県地震での被害を受けた住宅についてどうするかという、鳥取県での政策判断での行為。私たちとしては、住宅改修のための助成制度の早期設置については、融資制度の利用促進で対応するのが基本的考え。

【梅木】鳥取県が生活環境部の住宅環境課をつくり、住宅政策に対応してきているということを私は提案したわけで、検討いただきたい。

島田敬子（日本共産党、右京区）

府発注工事をふくめ、建退共制度の実態は不徹底 公共工事をはじめ、実効ある指導・徹底をはかれ

【島田】建設業退職共済事業について。10月は建退共制度の加入促進月間だったが、府の取り組みの現状、普及の現状を聞きたい。府内の建設事業者のうち、この建退共制度への加入状況、その数と割合、さらに被共済者である労働者の数はどれくらいか。また、本府実施の公共事業での制度の周知徹底の状況はどうか。

【理事】府としては、契約時点で、全業者に建退共加入を義務づけている。10月は月間だったが、部長名の通知文書を送付し、指導徹底した。具体的には、工事を契約すると、証書の必要枚数の算定をしてもらい、工事現場ではったものを、工事が完了すると、運営の実績報告書という形で提出してもらい、チェックするという事でやっていた。機会ある毎に徹底しているし、現場の一斉点検も実施する中で、業者には指導している。

【島田】建退共について、国、府、市が行なう事業についてみると、労働者のアンケート調査も行なったが、いずれの現場も共済金手帳も持ってないし、証紙も貼ってない、制度そのものも知らない労働者が圧倒的。府立大1号館改築の現場では、労働者の延べ人数が6,700名だが、手帳に証紙を貼った枚数はゼロ。「労働者に説明しているが、誰も言ってこなかったんだ」と元請けの現場事務所代表が言っていた。

「手帳を持っていたら証紙を貼るから」と朝礼の際に話しているが、下請労働者から証紙の請求がない。一方、労働者からは、「そんなにより制度があるのなら、ぜひ手帳が欲しい」という乖離が明らかになっている。また、山城高校の改築工事現場では4つの業者の

80名の建退共登録者名簿が出ていたが、労働者自身は実際には証紙を貼っていただいているという状況ではない。

もっともアンケートの数が少ないのだが、いずれにしても、両方の工事現場で証紙そのものが現場にはない。いろんな通知文書で指導しているということだったが、事實は、徹底していないのではないかと。改めて、指導の結果、どういう成果が上がっているのか明確に答えして欲しい。

【理事】 建退共については、計画書をださせ、工事完成後にチェックしている。関係団体を通じ、いろいろと周知徹底をしているが、今後とも現場の点検、看板の表示、あわせて元請けを通じ指導なり徹底して行きたい。

【島田】 徹底するとのことだが、看板をはるだけでは、手帳を持たない労働者が圧倒的なわけで、府の現場ではなおさらのこと、労働者に手帳があるということまで徹底し、その労働者が次の現場に行った時には手帳に貼るという自覚も生まれ、これが繰り返されると制度が広がる。元請けは、事務受託をし、下請業者の末端まで、手帳の発行、手続きの代行などもできる、また、証紙が届きやすい環境を作ることにも求められているので、ぜひよろしくお願ひしたい。「運営の実績報告書に基いて」というお話だったので、指導後の事後報告も、結果的にどうかという報告も聞きたいが、この点で最初の質問への答えはなかった。この点で、府内建設事業者のうち、建退共制度への加入状況、適用対象者である労働者の数は資料要求したい。

【理事】 13年度7月現在、加入者が4,350人、手帳交付数は36,162名。

府立大学1号館改築工事

低価格の落札で、下請け業者、労働者へのしわ寄せは

【島田】 府立大1号館改築工事について、営繕課で契約の履行につき管理体制も敷いていると思うが、予定価格の6割弱もの低落札で、本府の低入札価格制度の適用第一号の事業としてはじまっている。労働者や下請業者にしわ寄せが行かないよう、また、安全に円滑な工事施工を求めて付帯決議をつけたが、工事の実態がきちんとしているのかどうか、点検の状況について教えて欲しい。

さらに、下請業者に対して、また労働者に対し、賃金などが適正に支払われているのか、そうした確認は行なっているのか、お聞かせ下さい。

2次以下の下請の状況だが、地元業者にまわっているのか。また、本体工事の中心である、鉄筋、鉄骨、PC工事について、業者に対する契約金額はいくらか、お聞かせ下さい。

【営繕課長】 工事は82%の進捗率で、当初予定よりも早い。なお、管理体制として、委託管理事務所職員が常駐し、府の監督職員がほぼ毎日工事管理にあたっている。安全発は随時行っており、今迄3回行なっているが、注意するような状況はなかった。本工事が調査価格基準以下であったので、それなりに調査委員会で調査し、契約したが、PCと鉄骨の下請金額は手持ちの資料がない。全て府の設計金額より下回っていることは事実。

2次下請に関しても、既に島田議員が現地で見られたように、工事下請台帳等に記載があり、それなりの地元重点を原則としているが、必ずしも100%地元でなかったことも御存知の通り。

【島田】 本体工事の鉄筋、鉄骨、PC工事については、施工体系台帳に契約書がついているし契約金額はすぐに分かるはず。お答えいただきたい。あわせて、現場の労働者の話しから、パトロールや管理体制はどこにもないほど厳しいが、たとえば作業現場の照明がこんなに暗いところはないと自前で証明を増やして工事をしている。鉄筋、コンクリートの建築現場の労働者の中では、賃金をもらわないで辞めた人までいると言うことで、本当に大丈夫なのかと感じた。さらに鉄筋の間隔が不揃いのところもあり、どういうことか。現

場に府の常駐職員もいて管理されているが、大丈夫かという疑問を持った。同日、山城高校にもうかがったが、現場をみると格段の差があった。本当に大丈夫なのか、明瞭にさせていただきたい。

下請については、元請けは地元企業だが、1次下請では主たる部門については大阪や神戸となっている。2次、3次、4次になると圧倒的に大坂や兵庫の業者が多く、府内は3割にとどまっている。こうした現状をどう考えているのか、再度、答弁願いたい。

【営繕課長】管理体制が厳しいということだったが、業者がこのような金額でもやる気十分でやっているのだから、それに対する励ましと、作業員にけがのないようにという意味でやっている。また、技術面では完全な管理をしており、担当者から提出されたものを我々も見ていたので、大丈夫かと思われる。それに関しては、ご心配していただかなくても我々を信じていただきたい。我々を信用されなければ、それまででございます。

函館市の「元請け・下請け適正化指導要項」にも学び 踏み込んだ施策の検討を

【島田】ご答弁を信頼するので、しっかりとやっていただきたい。率直に調査した感触では、労務単価は、実際に働いている方で約8,000円。あるいは、下請の業者が、2次、3次になると地元でない。鉄筋、鉄骨についての資材の調達も府外。地元雇用、地元経済からも、安ければよいということでない。公共事業適正化法の参議院の付帯決議に、企業育成に努め、地域の雇用と経済を支える優良な中小・中堅建設業者の受注機会確保への配慮、また、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行なわれるよう努めることとされている。低入札価格により、結果的に、手抜き工事や下請へのしわ寄せ、労働者の賃下げにつながることは許されない。

この点で、建設業の健全な発達を阻害するようなことがないように、工夫も含めての要望だが、下請の末端まで適正な契約の履行、労働者の保護も含めて徹底する必要がある。函館市では、「発注工事にかかわる元請け・下請け適正化指導要項」を作成し、不必要な重曹下請を禁止し、下請施工をさせる場合は雇用管理、労働者安全管理の状況、建退共管理もふくめ、労働者福祉の状況など総合的に下請取引の状況等を勘案し、優良な業者の選定をはかるという仕組みを作っている。こういう内容が明確になるよう、下請負人選定通知書の提出を義務づけ、先ほどの建退共証紙の確認をしたり、業者が加入しているかどうか確認している。労働者賃金も、2省協定単価に基く適正な賃金の支払いを指導している。先進的で、注目すべき制度だが、本府でも踏み込んだ対策が今日時点で必要でないか。要望しておきたい。

西山秀尚（日本共産党、伏見区）

府発注工事の下請業者への不払い問題

元請け指導をきっちりやり、泣き寝入りのないように

【西山】今日、建設業界が大変厳しい。この中で下請代金の未払い問題が多発しているが、府として掌握している未解決の下請代金未払い・不払いの実態はどうか。とくに府発注工事について、どれだけの件数、金額があるのか。

【理事】府の方に具体的に相談があるのは2件。うち1件が府の発注工事。

【西山】これからますます多発するので、指導検査課が当然やるのだが、相談窓口もつくり、建設業法の指導・助言・勧告に基づき、泣き寝入りが起こらないようにしっかりと事

態を掌握し、指導していただきたい。

私の地元、府道京都一守口線の御幸橋の下部工で、元請けが八幡市内の業者だが、ここで2次業者が倒産。3次業者が800万円泣き寝入りさせられている。府の方で元請け業者をしっかりと指導していただきたい。

【理事】元請け業者を通じ、土木事務所から指導しているが、2次下請が倒産したということで、破産手続きの関係もあるので、状況を見つつ適切に指導して行きたい。

【西山】府発注分については、府民の税金が元請けを通じておりているわけで、やはり元請けへの指導をきっちりやっていただき、下請業者が泣くことがないようにしていただきたい。

国道312号・旧五箇村のバイパス整備 比治山トンネル開通に続き、早期に建設を

【西山】国道312号について。9月議会で質問したように312号の整備こそ急ぐべきということで、とくに峰山町の旧五箇村のバイパス建設の必要性を提起したが、旧五箇村の3か地域でのバイパス建設計画はあるのか。決算書を見ると、昨年、交通量調査もやっているが、どうなっているか。

【道路建設課長】報告書にある交通量調査は、比治山バイパスの効果についての実測調査であり、3か、5かの地域は今後の課題。

【西山】5か地域は、1974か76年の頃から、地元が要望され、3府総でもたんたんトンネルとあわせ、この改良がいわれていた。府の限られた財政でたんたんトンネル、続いて比治山トンネルにお金をつぎ込んだ。これは当然のことだが、比治山トンネルの開通がされ、その結果交通量が増えているのだから、ぜひこれは早期に計画を立てて、建設していただくよう要望したい。

電柱などの道路占用料について 他府県の例を参考に、府の歳入増加のための検討を

【西山】歳入のことだが、道路占用料について、昨年は約3億5,000万円近い歳入だが、平成4年に改定され、この時に郡部の市部分が電柱が870円となっている。その後変更されているか。

【道路整備課長】現行の占用料は、平成4年4月からの条例であり、それ以降は変更していない。

【西山】電柱について、郡部の市で870円、町村で680円。これは、京都に接する近畿の2府4県は、国の改定にあわせて1,600円となっている。京都府だけは、国の基準に合わせてあげていない。これは是非ともあげる必要がある。とくに大阪は国の基準ではだめだと、また東京や神奈川など15都県では国基準を上回って、電柱、電話柱の道路占用料をとっている。

この点で考えても、先ず国道部分で国が受け取っている基準とすることはもちろんだが、京都府域の固定資産の額から考え、さらにはあげる必要がある。大阪は、東京の2,540円近くにあげようといっている。この点では、いつも「ムダを省け」と、土木の予算を削る提案ばかりやっているので、今度は増やす方を提案させていただいた。この点は決意も含め答えていただきたい。

【道路整備課長】基本的には、府の各種の使用料・手数料の改定作業にあわせ、改定したい。ただ、ご指摘のように大阪府の新聞報道の内容や、全国で15の都県が独自の基準を持っており、ほとんどの県が国基準ということもあり、本府の場合の平成4年段階の基準

というのは、国における昭和 62 年段階の改定にあわせたもの。

近畿の府県では平成 7 年の施行令の改定にあわせ、平成 8 年 4 月からの基準だ。これを適用すると、実は 1 千数百万の減額となる。電柱だけでなく電線類、管類も関係しており、減額になり、現行の府条例の方が高く取れる側面がある。こういう面で、今後どうするかということについては、十分検討し対応したい。

●他会派の質問

坂根康史（公明、伏見区）

【坂根】①4 月、高齢者の住宅の安定確保に関する法律が施行されたが、府の取り組み状況は。②府営住宅はペット類の禁止が入居条件だが、現状は飼っている。飼いや方の指導を。③宇治川の隠元橋、河川改修の用途は。【住宅課長】①高齢者の入居を拒まない賃貸住宅のオーナー登録につとめ、現在、12 団地 94 戸の登録。②月 2〜3 回の苦情があり、土木事務所職員が指導している。【部長】③国直轄の宇治川改修事業とあわせ、隠元橋の 4 車線化の架け替えを計画しているが、難航していた用地問題が現在解決した。

細井拓一（新政、宮津・与謝）

【細井】①積寒地域の道路につき、とくに 176 号について冰雪パイプ設置を進めているが、全体計画と総事業費はどうか。②温度、雪の両方をキャッチする好感度のセンサー設置の検討を。③山間部のけもの対策、注意標識の設置を。④天橋立の松枯れの原因と予防策は。

【部長】10 月末に現地調査した結果、まつくい虫の外からの飛来による松内ザイセン虫病によるもので、128 本を伐採。葉散布の時期の検討など、農林と宮津で協議、対応する。

【道路整備課長】①府下 18 路線、128 キロで供用。加悦町側 4 キロ、福知山側で 1.8 キロが完成。今後 1.7 キロにつき工事すすめる。6 億円強。②好感度のものを検討する。③標識例ない。必要性につき検討する。

多賀久雄（自民、宮津・与謝）

【多賀】①国管理の道路、河川の情報 BOX の、最近の進捗はどうか。府管理についてはどうか。②縦貫道の丹波一綾部東間、沓掛一名神間について、公団の事業費が維持されたとしたらいつ完成するか。③鳥取豊岡宮津間の完成用途は。【部長】②和知一綾部間で用買、丹波一和知間で、測量や土質調査。沓掛一名神間は、国と公団あわせ整備。全体として測量、土質調査中。一部、長岡京市で用地取得を先行。③新府総で掲げた南北縦貫道の実現めざし取り組みたい。【道路整備課長】①平成 12 年度以降は把握していない。府については計画がない。

千歳利三郎（自民、舞鶴）

【千歳】①高規格幹線道、道路特定財源、道路関係特殊法人の統廃合・民営化が議論される一方、雇用・景気回復の課題があるが、建設現場の素人がわかるよう、どう説明するか。土木建築部長の個人的見解でよいので、分かりやすく簡潔に説明してほしい。②由良川の最下流の右岸の西神崎一上東線で、集中豪雨時に陸の孤島が生まれ、また、大型バスが入らない。このバイパスや冠水防止の嵩上げ工事の計画はどうか。③新日本海フェリーが、舞鶴〜小樽に行くのに、敦賀〜小樽に行くよりも 8 時間余分にかかる。なぜか。また、新たに導入される予定の RORO 船（注：ロールオン／ロールオフ方式で、貨物をトレーラーシャーシーごと運ぶ船のこと）とはどのようなものか。【部長】①国家審で位置づけられている計画通りにすすめられることを念願している。【道路建設課長】②嵩上げ工事を一部している。バイパスの当該区間は、地形も厳しく軟弱地盤。今後検討したい。【港湾課長】③小樽から着く船が出船方式（舟の後ろが陸につく）でなく、西港だけは入り船方式（前から入る）のため。来年の春を用途に改修工事したい旨、新日本海フェリーから申し入れがあり、現在、事務的な調整中。RORO 船は、苫小牧から大阪湾に入っている RORO 船の会社から、春に、地元振興会を通じ航路変更が可能かどうかについて、舞鶴港の深さ、

施設等などの条件的な面での問い合わせがあった。現在、社内などで航路変更などについて検討されている。

田淵五十生（府民、伏見）

【田淵】①伏見港公園を部長は訪ねたことがあるか。公園、河川、港湾について、バーベキューなど火気を使うことへの規制はどうか。整備について市と協議しているのか。②木幡池の浚渫の進行状況、北池の用地買収はどうなっているか。【部長】①数回行った。観光課長が活性化の協議に参加している。【港湾課長】②港湾法では火気の規制規定はないが、立て看板で注意を促している。【河川課長】②河川区域は自由使用。火気制限ない。③木幡池は6月までに、南池で5,800立方の浚渫。今年度については、来年7月までに13,000立法の定例浚渫行なう予定。北池は、一部底地が民間所有であり、所有者同意が必要だが、同意が得られてない。【公園緑地課長】②都市公園内の火気は禁止。

前波健史（自民、伏見）

【前波】府営住宅の滞納への対応をどうしているか。【住宅課長】平成9年から12年で、徴収率約92～3%。約3億237万が平成12年の滞納額。ボーナス時などに取りに行く努力や、警告、法的措置など行なっている。

酒井国生（自民、亀岡）

【酒井】①亀岡園部線、保津大橋の延伸についてどうか。②関連して、桂川河道整備の二期改修工事はどうか。③生活関連事業について、先ほど（光永議員からも）指摘があったが、単費事業の大幅な削減により、13年度の当初予算に臨時生活関連予算として20億を計上されたが、うち18億が土木関係だが、単費の削減のなかでこの生活関連の18億は非常に有効で、府民に喜ばれている。今後の生活関連事業について、府の単費の削減を捕捉するというのはどうかと思うが、そうした意味を含んで、十分な生活関連道路、それに関係する維持修繕等の予算が、今後も引き続き生活関連予算として計上していただけるのかどうか。【部長】③臨時生活関連予算により、社会基盤のレベルアップ、落石防止対策、穴ぼこの修繕など、取り組んでいる。こういう視点で、今後とも、対策をする箇所が多いので、この予算計上等について次年度以降いかがかという指摘について、検討してまいりたい。【道路建設課長】①残る400Mの区間については、亀岡のまちづくり、山陰線の複線化などとの構想と調整し、市と協力して検討する。【河川課長】②直轄で進めている桂川の天下津大規模築堤の事業は、約140戸の家屋移転が伴ない、約30戸分については淀天下津町の移転先の用買が完了し、平成12年度に宅地造成し、今年度から順次移転を開始する。

小牧誠一郎（自民、中郡・熊野郡）

【小牧】①482号、丹丹トンネル・久美浜側の離合困難箇所。②竹野川の溢水（峰山町・矢田地域）対策。③丹後・平の縄文遺跡に関連し、平成8年の調査報告を受け、どう改修するか。④鳥取豊岡宮津道を、エコクリエイティブパークのためにも促進を（要望）。【部長】①平成7年12月、計画説明時に、地元の反対あり凍結。しかし、昨年度、計画への地元合意が取れ、現在、測量中。【河川課長】②平成10年9月、出水で被害。峰山一弥栄間で、流木・土砂などを除去。【道路建設課長】③文化財保護課と協議する。

上田秀男（新政、北桑田・船井郡）

【上田】①建設業の倒産、見通しは。②府内産材の普及について、木造住宅の件数、融資の活用状況は。【理事】①1000万円以上の倒産件数で、平成10年95件。11年124件、12年144件。【建設指導課長】②新築木造住宅戸数は、平成8年の14,454戸が平成12年は11,270戸に。融資は平成6年の35戸が平成12年は6戸に。